

西鞍の丘総合運動公園利用案内

第4版 平成30年4月

1. 利用の手続きについて

- (1) 受付場所⇒若宮分館（代理人でも申込可能です。）
- (2) 受付時間⇒8時30分～17時15分（土日祝, 年末年始除きます。）
- (3) 受付方法⇒先着順（申込書は、市ホームページからダウンロード可能です。）

2. 利用時間について

- (1) 午前9時から午後7時まで（4月1日～10月31日）
午前9時から午後6時まで（11月1日～3月31日）
- (2) 特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更することがあります。

3. 休園日について

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その日以後の直近の休日以外の日。）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 特別の理由があると認めるときは、休園日を変更し、臨時に休園日を設定することがあります。

【芝生フィールド】～サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボール、その他芝生に負荷がかからないと判断できる競技でのご利用が可能です。

*受付条件は以下のとおりです。

- ①県大会以上(市内外問わず。原則として宮若市若しくは社会教育関係団体が主催及び共催若しくは後援を行うものに限ります。)

⇒原則として、教育委員会と大会主催者との間で事前協議を行い、受付を行います。(受付開始時期は指定しない。)

- ②その他の大会「原則として宮若市社会教育関係団体(体育協会及びスポーツ少年団加盟団体など)が主催及び共催若しくは後援を行うものに限ります。」

⇒利用日の6ヶ月前からの受付とします。

上記2つの「大会関係」の受付については、大会初日から最終日までの受付も可能とします。但し、教育委員会が日程調整を行うこともあります。

③市内居住者(市内事業所含む)

⇒利用日の2ヶ月前からの受付とします。

④市外居住者(市外事業所含む)

⇒利用日の1ヶ月前からの受付とします。

*但し、市内宿泊施設利用を伴う場合は、利用日の2ヶ月前からの受付とします。

【注意】 申し込み者が市内居住者であっても、市外の団体が利用される場合(過半数)は、使用日の1ヶ月前からの受付となります。

【多目的広場】 ~野球、ソフトボール、サッカー、ラグビーなど多目的な用途でご利用が可能です。

*受付条件は以下のとおりです。

①県大会以上(市内外問わず。原則として宮若市若しくは社会教育関係団体が主催及び共催若しくは後援を行うものに限ります。)

⇒原則として、教育委員会と大会主催者との間で事前協議を行い、受付を行います。(受付開始時期は指定しない。)

②その他の大会(市内外問わず。原則として社会教育関係団体(体育協会及びスポーツ少年団加盟団体など)が主催及び共催若しくは後援を行うものに限ります。)

⇒利用日の6ヶ月前からの受付とします。

上記2つの「大会関係」の受付については、大会初日から最終日までの受付も可能とします。但し、教育委員会が日程調整を行うこともあります。

③市内宿泊施設利用を伴う場合

⇒利用日の6ヶ月前からの受付とします。

④市内居住者(市内事業所含む)

⇒利用日の2ヶ月前からの受付とします。

⑤市外居住者(市外事業所含む)

⇒利用日の1ヶ月前からの受付とします。

【注意】 申し込み者が市内居住者であっても、市外の団体が利用される場合(過半数)は、使用日の1ヶ月前からの受付となります。

*各申込受付開始日が、土、日祝日に当たるときは、その翌日以後の最初の平日を申込受付開始日とします。また、月末の利用日で、暦の関係で申込月の申込日がない場合は、申込月の末日を申込受付開始日とします。

【クラブハウス】～大会の運営場所、練習や試合の観戦場所、公園に来園した方の休憩場所などとして、ご利用が可能です。

*受付条件は以下のとおりです。

①県大会以上(市内外問わず。原則として宮若市若しくは社会教育関係団体が主催及び共催若しくは後援を行うものに限ります。)

⇒原則として、教育委員会と大会主催者との間で事前協議を行い、受付を行います。(受付開始時期は指定しない。)

②その他の大会「原則として宮若市社会教育関係団体(体育協会及びスポーツ少年団加盟団体など)が主催及び共催若しくは後援を行うものに限ります。」

⇒利用日の6ヶ月前からの受付とします。

上記2つの「大会関係」の受付については、大会初日から最終日までの受付も可能とします。但し、教育委員会が日程調整を行うこともあります。

③市内居住者(市内事業所含む)

⇒利用日の2ヶ月前からの受付とします。

④市外居住者(市外事業所含む)

⇒利用日の1ヶ月前からの受付とします。

*但し、市内宿泊施設利用を伴う場合は、利用日の2ヶ月前からの受付とします。

【注意】申し込み者が市内居住者であっても、市外の団体が利用される場合(過半数)は、使用日の1ヶ月前からの受付となります。

4. 施設の利用について

(1) 施設利用の際は、管理人に利用許可書を提示し、入場許可を受けてください。

(2) 利用時間には、準備、後片付けの時間を含みます。

(3) 施設に備え付けの備品の借用は、利用申し込み時に申請して下さい。

(大会等の利用時は、事前協議が必要です。) 利用後の返却については、必ず管理人の確認を受けてください。

(4) 大会等の利用時には、大会規模に応じて、施設内外に必要な整理員を配

置してください。

- (5) 施設の利用を終えるときは、施設を元の状態に戻し、管理人に報告し、必ず点検を受けてください。ごみは、必ず持ち帰ってください。

5. 芝生フィールドの利用について

- (1) 芝生フィールドの利用は、水（変更の場合あり）、金、土、日曜日に限らせていただきます。1日の芝面の利用時間は、480分（8時間）までとし、試合前のウォーミングアップ時間を含みます。
- (2) 管理者が随時定める芝生の養生期間のため、芝生フィールドの利用を制限することがあります。（管理者は、上記以外の日程であっても、芝生の状況により、芝生フィールドの利用を制限することがあります。）
- (3) アシスタントレフェリーなどは、必ず運動靴等を利用し、スパイクの利用は禁止します。
- (4) ライン用石灰は、炭酸カルシウムのスポーツ芝生用のものを利用してください。
- (5) 雨天の場合は、原則として芝生フィールド内は、利用できません。ただし、競技中に雨が降り出した場合については、その都度、管理人が判断を行います。（競技の途中であっても、中止して頂くことがあります。また、管理人の指示に従わない場合、今後の公園利用をお断りすることがあります。）
- (6) 利用日以前に降雨等で芝生フィールドのグラウンドコンディションが悪化した場合、利用日前でも利用を中止して頂くことがあります。
- (7) 降雨に伴う施設の利用可否は、管理人の携帯電話までお問い合わせください。

6. クラブハウスの利用について

- (1) クラブハウスの利用は事前の予約が必要です。予約が入っていないときについては午前8時30分～午後17時00分（休園日を除く）まで多目的ホールのみ開放をしております。（予約が入っている際には事前にクラブハウスに掲示し周知いたします。）
- (2) クラブハウスを予約し、利用することができる設備については以下のとおりです。

- ・ 多目的ホール
- ・ 会議室
- ・ 放送室
- ・ シャワールーム

※クラブハウスの空調機器、シャワーを利用する際にはクラブハウスの予約時に申し込みが必要です。(クラブハウス使用料とは別途使用料が必要)

(3) 靴等についた土はきれいに落としてから入場してください。

7. 損害賠償及び事故責任について

施設の利用に伴い、建物・設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償していただきます。また、競技中に発生した事故等についても利用者の責任となりますので、あらかじめご了承ください。

事故等が発生したときは、速やかに管理人まで報告してください。

8. 問い合わせ先について

- (1) 宮若市中央公民館スポーツ振興係
住 所 〒823-0011 福岡県宮若市宮田72番地1
電話番号 0949-32-0123
- (2) 宮若市中央公民館若宮分館（利用申請受付場所）
住 所 〒822-0143 福岡県宮若市高野572番地
電話番号 0949-52-0859
- (3) 西鞍の丘総合運動公園管理人（雨天時の確認など）
電話番号 080-2730-8462

公園施設利用料

公園施設名	利用区分	利用料	
		基本額（最初の2時間につき）	加算額（1時間につき）
芝生フィールド	片面（市内居住者かつ高校生以下）	無料	無料
	全面（市内居住者かつ高校生以下）	無料	無料
	片面（市内居住者かつ高校生以下を除く。）	540円	270円
	全面（市内居住者かつ高校生以下を除く。）	1,080円	540円
	片面（市外居住者）	3,240円	1,620円
	全面（市外居住者）	6,480円	3,240円
多目的広場	片面（市内居住者）	無料	無料
	全面（市内居住者）	無料	無料
	片面（市外居住者）	540円	270円
	全面（市外居住者）	1,080円	540円
イベント広場		無料	
屋外ステージ		無料	
クラブハウス	市内居住者かつ高校生以下	無料	無料
	上記以外の市内居住者	1,080円	540円
	市外居住者	2,160円	1,080円

附属設備の使用料

設備名	単位	使用料
クラブハウス冷暖房	1時間	320円
シャワー	1回	320円

* 申込者が市内居住者であっても、市外居住者が全体利用者の 2分の1以上 を占める場合は、市外料金を適用します。